

浜田市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項前段の規定により、会計管理者をして出納員に委任させた次の表の中欄に掲げる事務を、当該出納員をして同表の右欄に掲げる者に委任させたので、同項後段の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

| 区分    | 委任した事務                     | 委任を受けた者               |
|-------|----------------------------|-----------------------|
| 現金取扱員 | 夜間休日窓口において取り扱う<br>収入金の収納事務 | 総務課 監視員（会計年度<br>任用職員） |